

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（付則第10条の4関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第10条の4第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
付 則	付 則
第1条から第10条の3の3まで 省略	第1条から第10条の3の3まで 省略
(狩猟税の課税免除)	(狩猟税の課税免除)
<p>第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）<u>第9条第6項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。</p>	<p>第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）<u>第9条第7項</u>の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。</p>
2 省略	2 省略
以下省略	以下省略